

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく

許可申請等の手引き

令和 7 年 9 月

富山県土木部建築住宅課

富山県農林水産部森林政策課

改訂履歴

第1版 令和7年4月1日 初版発行

第2版 令和7年5月1日 改訂（告示の反映、許可及び届出を要しない工事に係る注記追記、外）

第3版 令和7年6月30日 改訂（排水施設の計算書を添付することを明記、外）

第4版 令和7年9月12日 改訂（電子申請の開始に伴い必要な事項を改訂、
土石の堆積の申請書記載例を追加）

内容

1章 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要	- 1 -
1-1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨	- 1 -
1-2 許可申請等の要否フロー	- 2 -
1-3 許可及び届出を要しない工事	- 3 -
1-4 許可を要する工事	- 5 -
1-5 届出を要する工事	- 6 -
1-6 その他届出を要する工事等	- 7 -
1-7 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況	- 8 -
2章 許可権者	- 9 -
2-1 許可権者	- 9 -
3章 工事の技術的基準及び設計者資格	- 11 -
3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準	- 11 -
3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準	- 12 -
3-3 資格を有する者の設計によらなければならない工事、設計者の資格	- 12 -
4章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等	- 15 -
4-1 申請手続きから工事完了までの流れ	- 15 -
4-2 事前相談	- 17 -
4-3 周辺住民への周知	- 17 -
4-4 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領	- 19 -
4-5 許可申請等に必要な書類および図書【宅地造成、特定盛土等】	- 25 -
4-6 許可申請等に必要な書類および図書【土石の堆積】	- 28 -
4-7 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請等手数料	- 31 -
5章 許可後における留意点	- 33 -
5-1 許可の条件	- 33 -
5-2 標識の掲出	- 34 -
5-3 工事の変更許可申請	- 34 -
5-4 軽微な変更に関する届出	- 35 -
5-5 提出部数	- 35 -
6章 検査・定期報告	- 37 -
6-1 中間検査	- 37 -
6-2 中間検査の手数料	- 37 -
6-3 定期報告	- 37 -
6-4 完了検査・確認申請	- 39 -
6-5 提出部数	- 41 -
6-6 検査・定期報告時の留意事項	- 41 -

7章 みなし許可に関する工事について	- 43 -
7-1 標識の掲出（「5-2 標識の掲出」再掲）	- 44 -
7-2 中間検査および定期報告	- 44 -
7-3 中間検査（「6-1 中間検査」再掲）	- 44 -
7-4 中間検査の手数料	- 45 -
7-5 定期報告（「6-3 定期報告」再掲）	- 46 -
8章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出	- 47 -
8-1 特定盛土等規制区域における工事に関する届出	- 47 -
8-2 標識の掲出（「5-2、6-1 標識の掲出」再掲）	- 50 -
8-3 工事の変更届出	- 50 -
8-4 提出部数	- 51 -
8-5 検査・定期報告	- 51 -
9章 その他届出を要する工事等	- 53 -
9-1 区域の指定の際に既に行われている工事に関する届出	- 53 -
9-2 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出	- 56 -
9-3 公共施設用地の転用に関する届出	- 56 -
9-4 提出部数	- 56 -
9-5 検査・定期報告	- 56 -
10章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する各種様式	- 58 -
10-1 様式一覧	- 58 -
10-2 様式	- 59 -

はじめに

この手引きは、工事主等が富山県（中核市である富山市を除く）での工事等を対象とした宅地造成及び特定盛土等規制法の申請等の手続を行う場合の取扱いを示したものです。

富山市内での工事等は、手続きの所管が富山市となりますので、富山市へお問い合わせください。

なお、審査にはある程度の時間を要します。また、提出書類の修正や追加を求めることもあり得ます。このため、申請書の提出から工事等の着手までの期間について、十分に余裕を見込んで手続きを開始されますようお願いいたします。

本手引きに記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法　：宅地造成及び特定盛土等規制法

政令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

省令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

本手引きに記載している技術的基準は、国の基準に基づいています。

○国土交通省「盛土等防災マニュアル」

URL：<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611436.pdf>

1章 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要

1-1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨

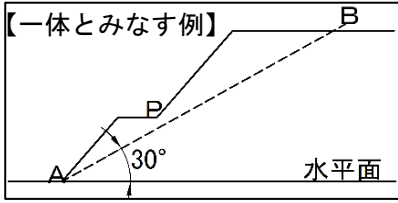
宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）は宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を許可制（一部届出制）として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められています。

表1-1 用語の定義

用語	根拠法	定義
宅地	法第2条	次に掲げる土地以外の土地を言います。 ・農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川、政令第2条及び省令第1条各項で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地
農地等	法第2条	農地、採草放牧地及び森林を言います。
宅地造成	法第2条	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更であり、政令第3条で定めるものを言います。
特定盛土等	法第2条	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが高いものとして政令第3条で定めるものを言います
土石の堆積	法第2条	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるものを言います。
宅地造成等	法第10条	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をまとめて表す際に使用します。
崖	政令第1条	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）を言います。
宅地造成等工事規制区域	法第10条	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアを言います。
特定盛土等規制区域	法第26条	宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、地形等の条件から、人家等に危害を及ぼしうるエリアを言います。
擁壁等	法第13条	擁壁、崖面崩落防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留を言います。

・定義に記載している政令および省令の内容を以下に示す。

表1-2 政令・省令の内容

政令・省令	内容
政令第2条 省令第1条各項	公共の用に供する施設を定める政令および省令である。 「表1-3 許可及び届出を要しない工事（1. 公共施設用地）」に該当する。
政令第1条	「崖面」とは地表面をいう。崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。 小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端（点A）を含み、かつ、水平面に対して30度の角度をなす面（線AB）の上方に上層の崖面の下端（点P）があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。 
政令第3条	宅地造成、特定盛土等（土地の形質変更）の対象となる規模を定める政令である。 「表1-4 許可を要する工事」の宅地造成等工事規制区域の①～⑤に該当する。
政令第4条	土石の堆積の対象となる規模を定める政令である。 「表1-4 許可を要する工事」の宅地造成等工事規制区域の⑥～⑦に該当する。

1-2 許可申請等の要否フロー

許可申請等の手続きの要否について、以下のフローをもとに確認してください。詳しくは「1-4 許可を要する工事」および「1-5 届出を要する工事」を参考にしてください。

フロー図では、宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域をそれぞれ「宅造区域」および「特盛区域」とする。

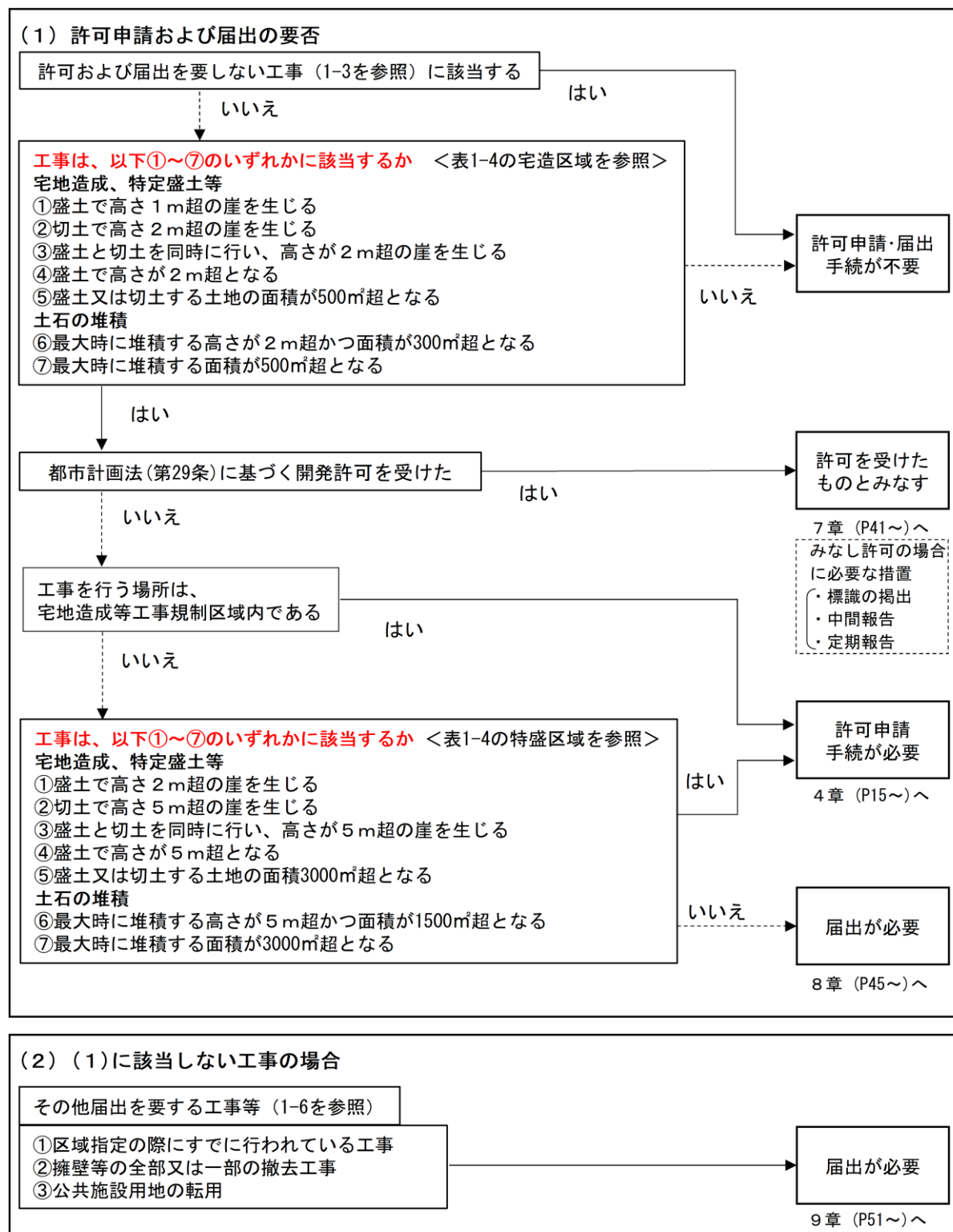


図1-1 許可申請等の要否フロー

1-3 許可及び届出を要しない工事

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、下表に掲げる工事等に該当する場合は、許可申請及び届出は不要となります。

表1-3 許可及び届出を要しない工事

1. 公共施設用地（注１）で実施する工事	＜法第2条第1号＞ ・道路、公園、河川 ＜政令第2条＞ ・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設 ＜省令第1条第1号＞ ・雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 ＜省令第1条第2号＞ ・国又は地方公共団体が管理する以下の施設 学校、運動場、緑地、広場、墓場、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
2. 災害の発生のおそれがないと認められる工事	①他の法令等により確認が行われるもの ＜政令第5条第1項各号＞ ・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ＜省令第8条第1号から第6号まで＞ ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ②森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備工事 ＜省令第8条第1項第7号＞ ③非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ＜省令第8条第1項第8号＞ ・非常災害のために必要な応急措置として国・地方公共団体又は次の法人が実施する工事 地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構 ④一定規模以下の工事 ＜省令第8条第1項第9号、10号イ・ロ＞ ・高さ2m以下かつ面積500m²を超える盛土又は切土工事（崖を生じないものに限る）であって、工事前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないものを行うもの ・高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積をする土地の面積が 300m²を超えないもの ・土石の堆積であって、工事前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないもの ⑤工事の施行に付随して行う土石の堆積 ＜省令第8条第1項第10号ハ＞ ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注２）であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注３）又はその付近（注４）に堆積するもの（注５）

3. みなし許可となる工事〈法第15条第各項、法第34条第各項〉	
	・国または都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者との協議が成立した工事 ・都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる工事
4. その他法の対象外となる工事	
	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（注6）（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、献立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が1mを超えないもの）

※対象となる工事等で関係する法や政令、省令は以下のとおりである。

1. 公共施設用地
 - ・法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項
2. 災害の発生するおそれがないと認められる工事
 - ・法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号
3. みなし許可となる工事
 - ・法第15条各項、法第34条各項
4. その他法の対象外となる行為
 - ・盛土等防災マニュアルの解説〔Ⅰ〕P. 64～67

（注1）ただし、公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、許可申請や届出が必要となる場合があります。

（注2）「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

（注3）「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）のうち本体工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で10km以内のものについては、工事現場として取り扱います。

（注4）「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本来の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

（注5）工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は管理体制等を記した看板の掲示（参考様式5）を行ってください。

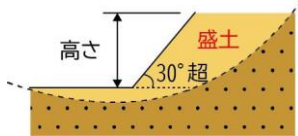
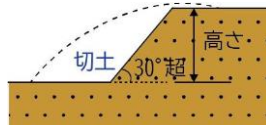
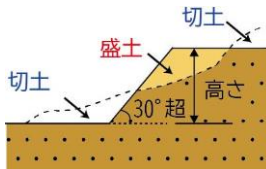
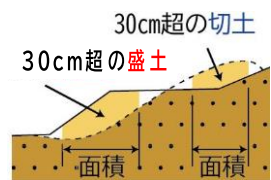
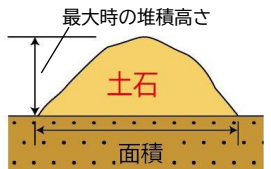
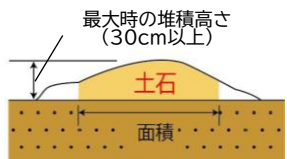
（注6）営農行為の範疇に含まれるか否かについては、所在地の農地担当部局（各市町村の農業委員会事務局等）に対して許可申請前に相談を行ってください。

1-4 許可を要する工事

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、下表の規模の工事を行う場合には、当該工事に着手する前に許可が必要となります。

※具体的な許可申請手続きは「4章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等」（P15～）を参照願います。

表1-4 許可を要する工事

	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	イメージ図
宅地造成、特定盛土等	① 盛土で、 <u>高さが1 mを超える崖を生ずるもの</u> 許可：高さ＞1 m	① 盛土で、 <u>高さが2 mを超える崖を生ずるもの</u> 許可：高さ＞2 m	
	② 切土で、 <u>高さが2 mを超える崖を生ずるもの</u> 許可：高さ＞2 m	② 切土で、 <u>高さが5 mを超える崖を生ずるもの</u> 許可：高さ＞5 m	
	③ 切土と盛土を同時に行う場合、 <u>盛土の高さが1 m以下であっても、切土と合わせて高さが2 mを超える崖を生ずるもの</u> 許可：高さ＞2 m	③ 切土と盛土を同時に行う場合、 <u>盛土の高さが2 m以下であっても、切土と合わせて高さが5 mを超える崖を生ずるもの</u> 許可：高さ＞5 m	
	④ ①～③に該当しない盛土で、 <u>高さが2 mを超えるもの</u> 許可：高さ＞2 m	④ ①～③に該当しない盛土で、 <u>高さが5 mを超えるもの</u> 許可：高さ＞5 m	
	⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、 <u>盛土又は切土をする土地の面積が500 m2を超えるもの</u> 許可：面積＞500 m2	⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、 <u>盛土又は切土をする土地の面積が3,000 m2を超えるもの</u> 許可：面積＞3,000 m2	
	⑥ 高さが <u>2 mを超える</u> 土石の堆積であって、 <u>土石の堆積を行う土地の面積が300 m2を超えるもの</u> 許可：面積＞300 m2	⑥ 高さが <u>5 mを超える</u> 土石の堆積であって、 <u>土石の堆積を行う土地の面積が1,500 m2を超えるもの</u> 許可：面積＞1,500 m2	
土石の堆積（注1）	⑦ ⑥に該当しない土石の堆積であって、 <u>当該土石の堆積を行う土地の面積が500 m2を超えるもの</u> 許可：面積＞500 m2	⑦ ⑥に該当しない土石の堆積であって、 <u>当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000 m2を超えるもの</u> 許可：面積＞3,000 m2	

（注1）土石の堆積の許可期間は5年以内となります。（盛土等防災マニュアルの解説〔Ⅱ〕 P.611）

（法第12条第1項、第30条第1項、政令第3条、第4条、第23条、第25条）

1-5 届出を要する工事

特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、下表のいずれかに該当する工事を行う場合は、当該工事に着手する30日前までに、届出を行う必要があります。

※「1-4 許可を要する工事」に該当する場合は許可申請が必要です。

※特定盛土等規制区域内における届出・不要の規模は下表を確認ください。

※具体的な届出手続きは「8章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出」(P45～)を参照願います。

表1-5 届出を要する工事

	特定盛土等規制区域	届出・不要の規模	イメージ図
特定盛土等	① 盛土で、 <u>高さが1 mを超える崖を生ずるもの</u>	届出：1 m < 高さ ≤ 2 m 不要：高さ ≤ 1 m	
	② 切土で、 <u>高さが2 mを超える崖を生ずるもの</u>	届出：2 m < 高さ ≤ 5 m 不要：高さ ≤ 2 m	
	③ 切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが1 m以下であっても、 <u>切土と合わせて高さが2 mを超える崖を生ずるもの</u>	届出：2 m < 高さ ≤ 5 m 不要：高さ ≤ 2 m	
	④ ①～③に該当しない盛土で、 <u>高さが2 mを超えるもの</u>	届出：2 m < 高さ ≤ 5 m 不要：高さ ≤ 2 m	
	⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする <u>土地の面積が500 m2を超えるもの</u>	届出：500 m2 < 面積 面積 ≤ 3,000 m2 不要：面積 ≤ 500 m2	
土石の堆積 (注1)	① 高さが2 mを超える土石の堆積であって、 <u>土石の堆積を行う土地の面積が300 m2を超えるもの</u>	届出：300 m2 < 面積 面積 ≤ 1,500 m2 不要：面積 ≤ 300 m2	
	② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う <u>土地の面積が500 m2を超えるもの</u>	届出：500 m2 < 面積 面積 ≤ 3,000 m2 不要：面積 ≤ 500 m2	

(注1) 土石の堆積の届出期間は5年以内となります。(盛土等防災マニュアルの解説[Ⅱ] P.611)

(法第27条第1項)

1-6 その他届出を要する工事等

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、下表に掲げる工事等であって、届出の規模に該当する場合は、届出が必要となります。

※具体的な届出手続きは「9章 その他届出を要する工事等」（P51～）を参照願います。

表1-6 その他届出を要する工事

	対象となる工事等	規模	届出期限
1	区域指定の際にすでに行われている工事	「1-4 許可を要する工事」、「1-5 届出を要する工事」に該当する工事	区域指定があった日から 21日以内
2	擁壁等の全部又は一部の除去工事	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事 〈イメージ図〉 〈高さ2mを超える擁壁〉 〈地表水等を排除するための排水施設の除却〉	当該工事に着手する日の 14日前まで
3	公共施設用地の転用	公共施設用地を宅地又は農地に転用したとき	転用した日から 14日以内

(法第21条第1項, 第3項, 第4項、政令第26条)

1-7 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況

富山県内における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況は下表のとおりです。なお、県内の規制区域図は下記の富山県ホームページで公表しています。

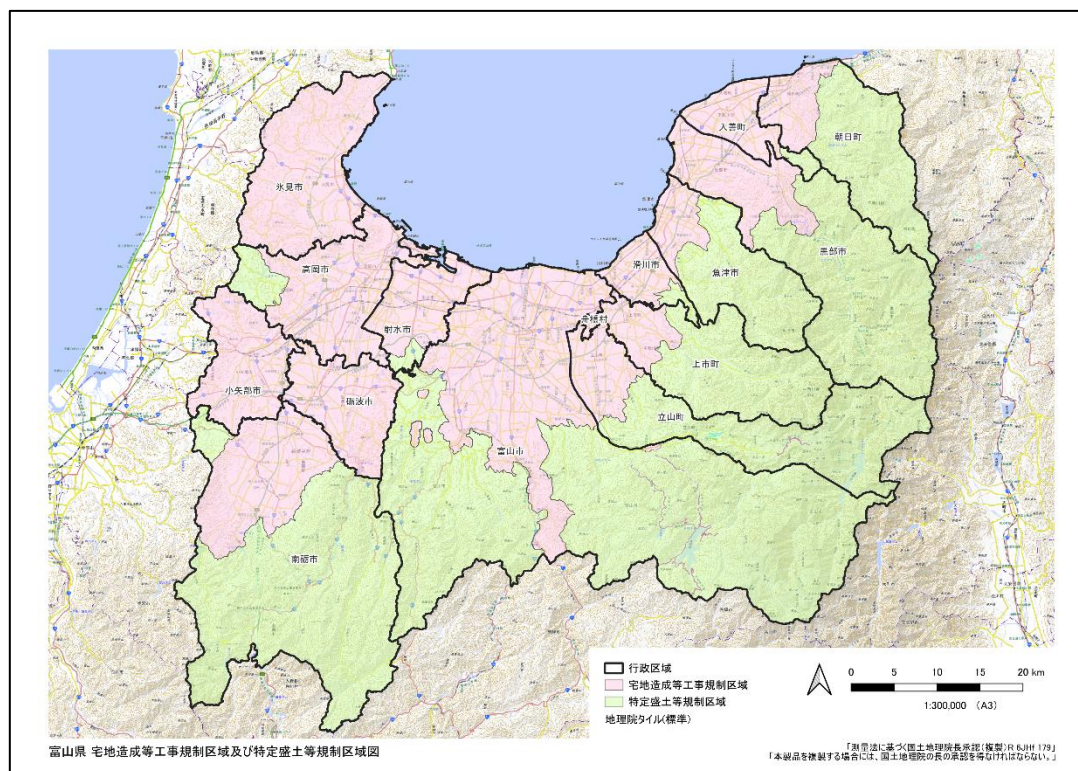
○富山県「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）」について

URL：<https://www.pref.toyama.jp/1507/bousaianzen/bousai/morido/kj20241201.html>

表1-7 規制区域の指定状況

市町村名	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域		
	告示日	告示番号	施行日
富山市（注1）	令和7年5月1日	富山市告示第153号	令和7年5月1日
高岡市	令和7年4月30日	富山県告示第210号	〃
射水市	〃	〃	〃
魚津市	〃	〃	〃
氷見市	〃	〃	〃
滑川市	〃	〃	〃
黒部市	〃	〃	〃
砺波市	〃	〃	〃
小矢部市	〃	〃	〃
南砺市	〃	〃	〃
舟橋村	〃	〃	〃
立山町	〃	〃	〃
上市町	〃	〃	〃
入善町	〃	〃	〃
朝日町	〃	〃	〃

（注1）富山市の詳細については、富山市にご確認ください。



2章 許可権者

2-1 許可権者

富山県内（中核市である富山市を除く）で実施する宅地造成等は富山県知事が、富山市内の場合は富山市長が、それぞれ許可（注１）の権限を有しています。

富山市内で実施する宅地造成等の手続きやご相談は、富山市へお願いします。

また、富山市以外で実施する宅地造成等の手続きやご相談は、富山県土木部建築住宅課までお願いします。

許可権者		対象市町村
富山県 知事	建築住宅課 （森林区域（注２）を除く）	高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、 小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、 入善町、朝日町
	森林政策課 （森林区域に限る、建築住宅 課経由）	
中核市長		富山市

（注１）みなし許可の場合、都市計画法に準拠します。

（詳細は「7章 みなし許可に関する工事」（P41～）をご確認ください。）

（注２）森林法第5条第1項に基づき、知事がたてる地域森林計画の対象となる森林

（注３）許可権者と申請窓口は異なる場合があるため、詳しくは各窓口で確認ください。

(余白)

3章 工事の技術的基準及び設計者資格

本県では、国土交通省が策定している「盛土等防災マニュアル」を宅地造成等に関する工事の全般的な技術的基準に適用しています。

3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準の内容は下表のとおりです。

許可申請時等及び施工時は、「技術的基準 適合チェックリスト<宅地造成及び特定盛土等に関する工事編>」を必ずご確認ください。

表3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

技術的基準	政 令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構造方法の擁壁について（注1）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第15条第2項	地表面（注2）の雨水その地表水からの侵食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について

（法第13条第1項、法第31条第1項、政令第7条～第18条）

（注1）国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

（注2）特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令第18条）

3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

土石の堆積に関する工事の技術的基準の内容は下表のとおりです。

許可申請等及び施工時は、「技術的基準 適合チェックリスト<土石の堆積に関する工事編>」を必ずご確認ください。

表3-2 土石の堆積に関する工事の技術基準

技術的基準	政 令	内 容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第19条第1項第1号	勾配の制限について（勾配1/10 以下）
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について

（法第13条第1項、法第31条第1項、政令第19条）

3-3 資格を有する者の設計によらなければならない工事、設計者の資格

資格を有する者の設計によらなければならない工事及び設計者の資格については以下のとおりです。

1. 資格を有する者の設計対象工事（法第13条第2項、政令第21条）

- ・高さが5mを超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500 m²を超える土地における排水施設の設置

2. 設計者の資格（法第13条第2項、政令第22条、省令第35条、建設省告示第1005号）

上記1.の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければならない。

- ①学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
- ②学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
- ③②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者

- ④学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者
- ⑤国土交通大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた下記アからオのいずれかに該当する者
- ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
- イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
- ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者
- エ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了したもの
- オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が省令第35条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

(余白)

4章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等

4-1 申請手続きから工事完了までの流れ

宅地造成及び特定盛土等に関する手続きの流れ（図4-1）、土石の堆積に関する手続きの流れ（図4-2）をそれぞれ以下に示しています。

また、許可申請を行う前に、事前相談をしてください。

（具体的な相談方法は、「4-2 事前相談」を参照願います。）

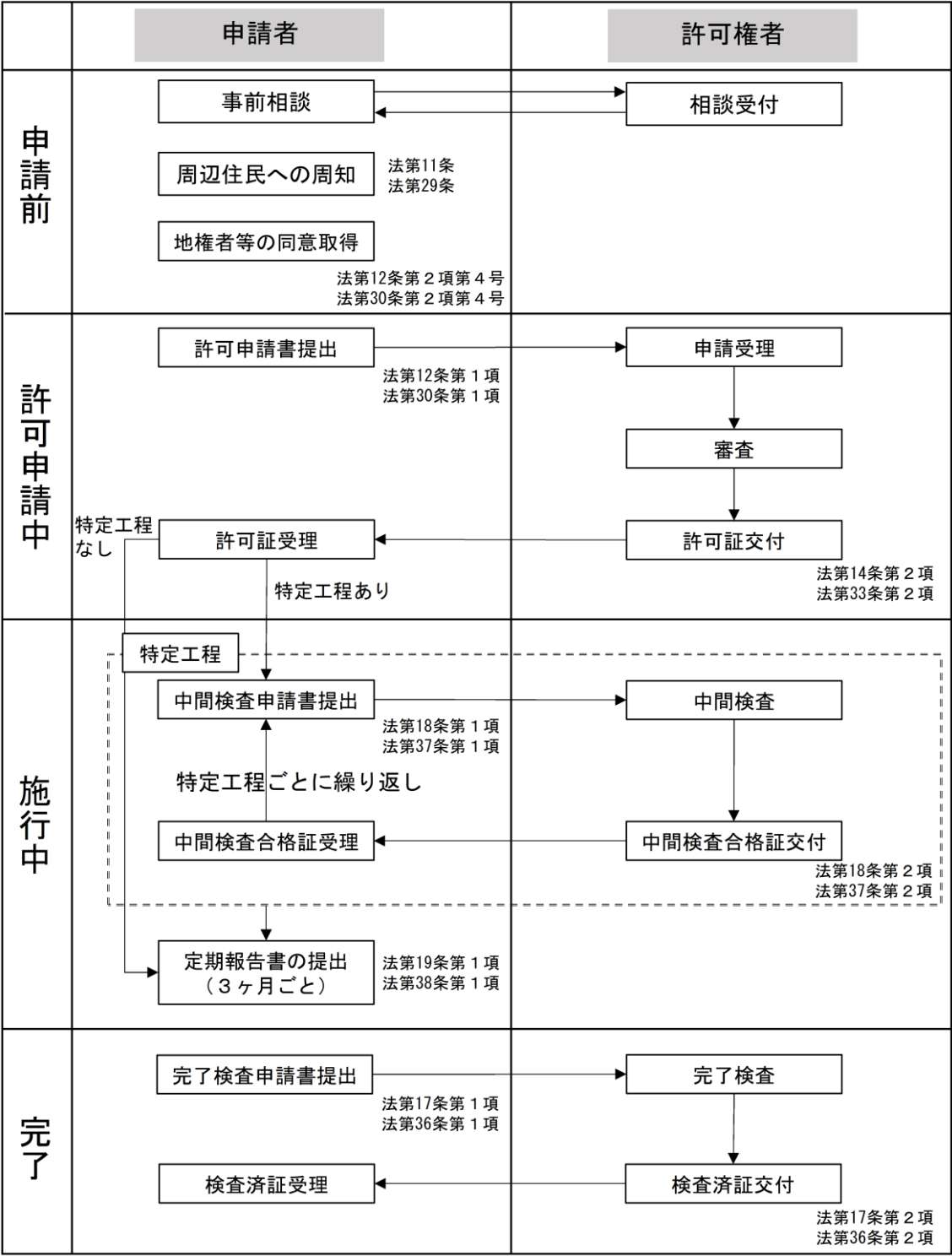


図4-1 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の手続きの流れ

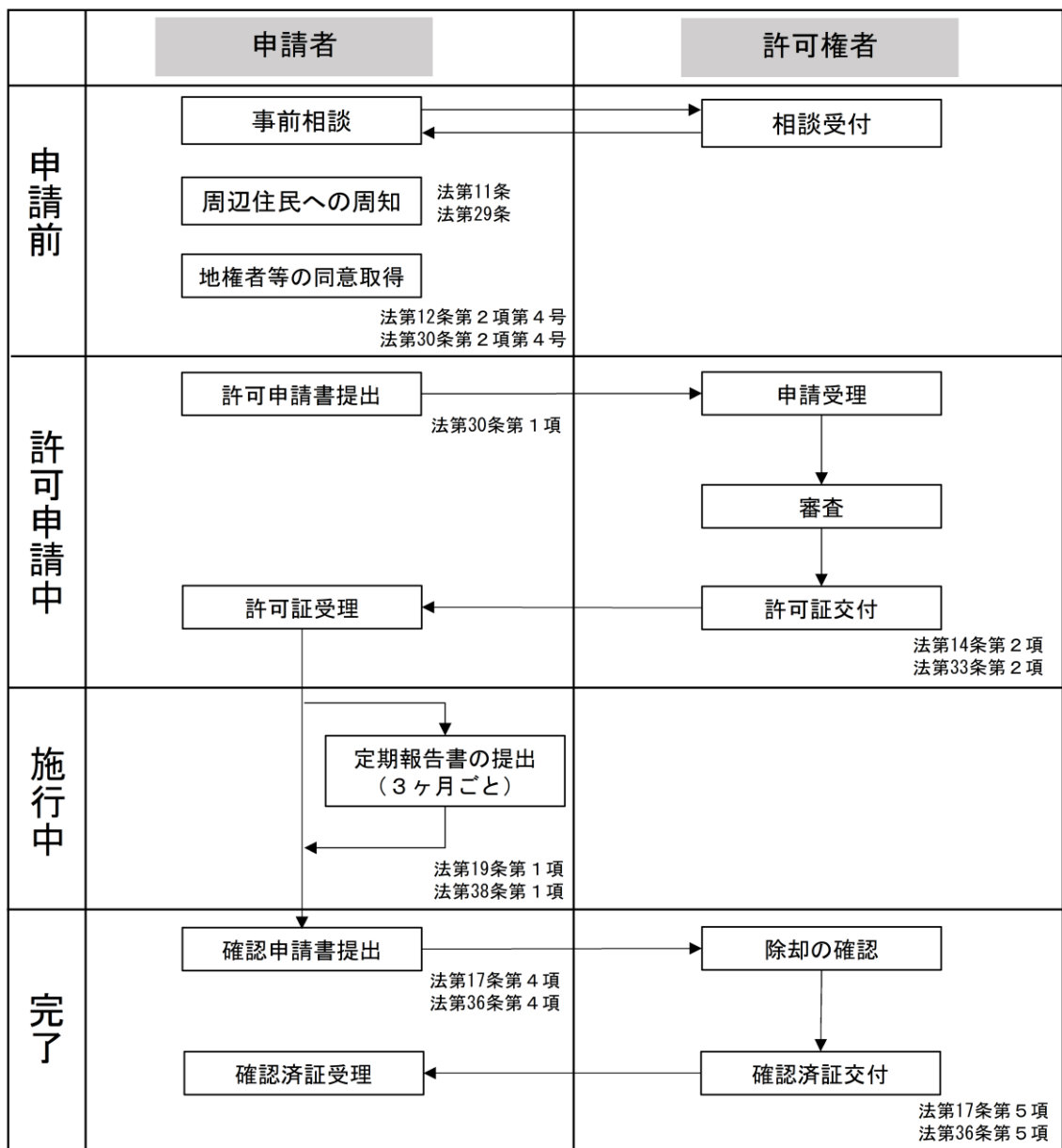


図4-2 土石の堆積に関する工事の手続きの流れ

【申請前】「4-1 申請手続きから工事完了までの流れより」

4-2 事前相談

宅地造成等に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、許可の可否や見通しについて確認しておく必要があります。

下記フォームから、事前相談をしてください。

○事前相談フォーム（図面等がある場合）

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/0wBZmFKC>

○書類の書き方等の相談（図面等がない場合）

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/FxTZK310>

4-3 周辺住民への周知

事前相談の結果、許可申請を行うこととなった場合に、工事主は当該工事を行う土地の周辺地域の住民に対し、下表に掲げるいずれかの方法により、当該工事の内容を周知させるために必要な措置を講ずる必要があります。（法第11条、第29条）

なお、周知が必要となる周辺住民の範囲の考え方、周知する工事の具体的内容は次ページに掲載する表のとおりです。

周辺住民とのトラブル防止の観点から、十分な説明を行うとともに、必要に応じて、影響が大きい隣接地等の住民に対して個別に説明を行う等、工事に対して理解が得られるように努めてください。

周知範囲が広大になる場合など、不明な点があれば、事前相談時にお知らせください。

表4-1 周辺住民への周知の方法

No	方法
1	説明会の開催（注）
2	工事内容を記載した書面の配布
3	工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧

（注）次の事項に該当する場合は説明会の開催が必須となります。

以下の①～③の土地において、高さが15mを超える盛土を行う場合

①山間部における、河川の流水が継続して存する土地

②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地

③①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他、地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

（政令第7条第2項第2号、省令第6条、第12条）

表4-2 周辺住民の範囲の考え方

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方	参考図
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	- 盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲（参考図Lの範囲） - 盛土等を行う土地の隣接地 - 盛土等を行う土地から水平距離10メートル程度の範囲 - 盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲	
腹付け盛土	- 盛土のり肩までの高さhに対して、盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲（参考図Iの範囲） - 盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離50メートル～数百メートル程度の範囲 - 上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲	
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	- 下流の溪床勾配が2度以上の範囲（参考図） - 上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲	

引用：「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」P1-56 保全対象との離隔の目安

表4-3 周知する工事の具体的内容

宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称	
④工事の着手予定日及び完了予定日	
⑤盛土又は切土の高さ	⑤土石の堆積の最大堆積高さ
⑥盛土又は切土をする土地の面積	⑥土石の堆積を行う土地の面積
⑦盛土又は切土の土量	⑦土石の堆積の最大堆積土量

（省令第6条第2項、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和5年5月26日））

【許可申請中】「4-1 申請手続きから工事完了までの流れより」

4-4 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書は、次の要領で作成し申請窓口へ提出してください。

表4-4 申請書提出部数

区分	提出部数
正本	1 部
副本	1 部
合計	2 部

※提出方法は、①電子申請フォーム、②メール、③紙媒体の郵送又は持参の3通りです。

提出方法により、手数料の納付方法が変わります。①の場合オンライン納付（現金不可）、②③の場合は、収納窓口（県下警察署等）での納付が必要です。

※電子申請は次の「富山県電子申請サービス」から手続きしてください。

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>

※電磁的方法（電子申請フォーム又はメール）により提出する場合、副本の提出は不要です。

※メールで提出する場合は、akenchikujutaku01@pref.toyama.lg.jpへ送付ください。

●宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書作成にあたっての留意点

盛土等を行う区域が法第12条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為であるか、法第30条第1項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを次の富山県のホームページの規制区域図から確認して下さい。

○富山県「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）について」

URL：<https://www.pref.toyama.jp/1507/bousaianzen/bousai/morido/kj20241201.html>

①「申請者」

- ・工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載して下さい。

②「工事主住所氏名」

- ・工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載して下さい。

③「工事施行者住所氏名」

- ・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載して下さい。

④「土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」

- ・申請地内の土地について、代表地点が含まれる地番を記載し、複数の地番がある場合は「他○筆」と記載のうえ、別紙に地番の一覧表を添付してください。また、申請地を工区に分けた場合は、工区ごとの地番がわかるよう一覧表を作成してください。
- ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。

・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用して下さい。

＜リンク： [地理院地図 / GSI Maps | 国土地理院](#) ＞

⑤「土地の面積」

- ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。
- ・申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載して下さい。

⑥「盛土のタイプ」

- ・盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。複数選択可です。切土のみの場合は選択不要です。

- (1) 平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しないもの
- (2) 腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しないもの
- (3) 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

⑦「土地の地形」

- ・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第7条第2項第2号、省令第12条）

- (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
 - (2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が(1)の土地に類する状況呈している土地
 - (3) (1)、(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地
- ・「溪流等」の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とします。

⑧「工事の概要」

(1) 盛土又は切土の高さ

- ・「1-3 許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載して下さい。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入して下さい。

(2) 盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積

- ・許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積であつて、手数料の額を判定する面積となります。

(3) 工程の概要

- ・工程表を添付して下さい。

⑨「その他必要な事項」

- ・他法令による許認可の状況をすべて記入して下さい。
- ・造成後の地形が土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域等の指定要件に該当するかどうか必要に応じて確認等を行い、当該設計に反映した内容等をこの欄に記入してください。

●面積の算定にあたっての留意事項

[土地の形質変更・土石の堆積]

A：許可の可否を判断する面積

- ・現地盤から高さ(厚さ) 30cmを超える土地の形質変更又は土石の堆積を行う面積の合計

B：造成する面積(=手数料の面積)

⇒「許可申請書(10. 工事の概要 ロ)」に記載

- ・土地の形質変更又は土石の堆積を行う面積の合計

※擁壁・矢板等が一体で施工されている場合は、それらを含む面積の合計とする。

C：土地の面積

⇒「許可申請書(5. 土地の面積)」に記載

- ・土地の形質変更又は土石の堆積を行わない面積を含む開発を実施する全体の面積

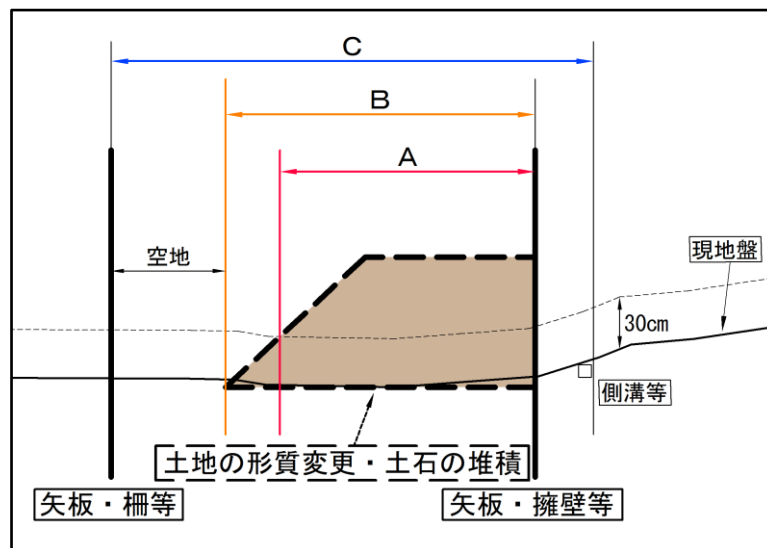


図1-1 宅地造成及び特定盛土等の場合の面積算定方法

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 <u>第12条第1項</u> <u>第30条第1項</u> の規定により、許可を申請します。		※手数料欄		<申請者>(注2) 法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入 <工事主住所氏名>(注3) 法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入 <設計者住所氏名>(注4) 資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に〇印 <工事施行者住所氏名>(注5) 未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出 <代表地点の緯度経度> (注6、留意事項4 1.(2)①イ) 代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入 <工事着手前の土地利用状況> (留意事項4 1.(2)①ロ) 宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記入 <工事完了後の土地利用> (留意事項4 1.(2)①ロ) 宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するもの及び建築物等の建築の有無等の具体的内容を記入 <盛土のタイプ> (注7、留意事項2 1.) 該当する盛土のタイプに〇印 (1)平地盛土:勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (2)腹付け盛土:勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (3)谷埋め盛土:谷や沢を埋め立てて行う盛土 <土地の地形> (注8、留意事項4 1.(2)①ハ) 溪流等への該当の有無のいずれかに〇印 ・溪流等とは、山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいもの ・具体的には、地形図等を用いて判読された溪床勾配10度以上の一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とするが、都道府県等は現地の状況に応じて溪流等の範囲を変更することも可能 <その他必要な事項>(注9) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入	
申請者 氏名 ○○ ○○					
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	○○県○○市○○丁目○○ 株式会社○○開発 ○○ ○○ (○○県○○市○○丁目○○ 代表取締役 ○○ ○○)			
2	設計者住所氏名	△△県△△市△△丁目△△ 株式会社△△設計 △△ △△			
3	工事施行者住所氏名	◇◇県◇◇市◇◇丁目◇◇ 株式会社◇◇建設 ◇◇ ◇◇			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	□□県□□市□□丁目□□番1、□□番2の一部 (緯度:◎◎度◎◎分◎秒、経度:◎◎度◎◎分◎秒)			
5	土地の面積	527.99 平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況	原野			
7	工事完了後の土地利用	宅地(住宅建築あり)			
8	盛土のタイプ	平地盛土・ <u>腹付け盛土</u> ・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・ <u>無</u>			
10	イ 盛土又は切土の高さ	1.85 メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	527.99 平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	424.7 立方メートル		
		切土	5.0 立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
		別紙1のとおり		メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
		該当なし		メートル	メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
	1	U型側溝	30センチ	62.54メートル	
	2	集水樹	30センチ	3箇所	
	3	雨水樹	20センチ	3箇所	
ト	崖面の保護の方法	コンクリート造の擁壁で保護			
チ	崖面以外の地表面の保護の方法	崖とは反対方向に排水勾配を設定			
リ	工事中の危害防止のための措置	・工事区域内にバリケードを設置 ・工事車両について、ガードマンを配置し交通整理			
ヌ	その他の措置	なし			
ル	工事着手予定年月日	○○年○○月○○日			
ヲ	工事完了予定年月日	○○年○○月○○日			
ワ	工程の概要	別紙2のとおり			
11	その他必要な事項	○○法○条の許可を取得済み			
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員氏名				係員氏名	

〔注意〕

許可申請書の記載例(2)

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 8 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の状況の状況を記入してください。

別紙1 10. 工事の概要 二. 擁壁

番号	種別	高さ	延長	備考
8-(1)	1号ブロック積擁壁	1.45m	14.48m	
8-(1-2-1)	2号ブロック積擁壁(1)	0.75m～5.75m	12.71m	
8-(1-2-2)	2号ブロック積擁壁(2)	0.00m～5.75m	26.87m	
			54.06m	
8-(2-1)	1号小口止工	2.18m	0.30m	
8-(2-2)	2号小口止工	1.81m	0.61m	
			0.91m	
8-(3-1)	1号重力式擁壁	0.37m～0.80m	2.48m	
8-(3-2)	2号重力式擁壁	1.40m	2.23m	
			4.71m	

別紙2 ワ 工程の概要

工 程 表

業 務 名	(仮称)口市◇◇区◇丁目地内宅地造成工事						申請者 国土 太郎
							設計者 株式会社□□建設 □□ □□
	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	備 考
準 備 工	■						
土 工	■	■	■	■	■		
擁 壁 工			■	■	■		
排 水 工					■	■	
雑 工					■	■	
防 災 工	■	■	■	■	■	■	
後片付け						■	

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法		〔第12条第1項〕 〔第30条第1項〕の規定により、許可を申請します。	
〇〇年〇〇月〇〇日		〇〇県知事殿	
申請者 氏名		〇〇 〇〇	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇 株式会社〇〇開発 〇〇 〇〇 (〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇)	
2	設計者住所氏名	△△県△△市△△丁目△△ 株式会社△△設計 △△ △△	
3	工事施行者住所氏名	◇◇県◇◇市◇◇丁目◇◇ 株式会社◇◇建設 ◇◇ ◇◇	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	□□県□□市□□丁目□□番1、□□番2の一部 (緯度：◎◎度◎◎分◎◎秒、 経度：◎◎度◎◎分◎◎秒)	
5	土地の面積	527.99 平方メートル	
6	工事の目的	整地	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	2.1 メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	224 平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	390 立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	0 度	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	該当なし	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	該当なし	
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
		①	2.2～3.2 メートル
		②	2.2～2.8 メートル
チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置	素掘り側溝の設置 (W300×H300 程度)	
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	該当なし	
ヌ	工事中の危害防止のための措置	立入禁止表示やロープ等により措置	
ル	その他の措置	なし	
ヲ	工事着手予定年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
ヾ	工事完了予定年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
カ	工程の概要	土砂運搬の上で整地作業 (年間搬入量：〇m³)	
8	その他の必要な事項		
※受付欄		※決裁欄	
年 月 日		※許可に当たって付した条件	
第 号		※許可番号欄	
係員氏名		年 月 日	
		第 号	
		係員氏名	

<申請者>(注2)
法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入

<工事主住所氏名>(注3)
法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入

<工事施行者住所氏名>(注4)
未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出

<代表地点の緯度経度>
(注5、留意事項4 1.(2)②イ)
代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入

<工事の目的>
(留意事項4 1.(2)②ロ)
・土石の出入りを頻繁に行うものや、一過性のもの等の多様な形態が想定されることから、申請時に工事の目的を把握
・特定の工事に付随し期間が限定されるものが、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか等について具体的に記載し、前者の場合は工事の期間についても記載

<土砂の流出防止措置>(注6)
鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入

<土石の堆積の期間>
(留意事項4 1.(2)②二)
・土石の堆積は、法2条4号において、一定期間の経過後に当該土石を除却するものと規定
・本来除却されるべき土石が放置され、危険な盛土等となることを避けるため、土石の堆積の期間は一定の期間に限定する必要
・工程の概要等を踏まえ、申請された土石の堆積の期間が適切であることを確認する際は、法4条1項において基礎調査をおおむね5年ごとに行うことと規定していることを踏まえ、許可の際に工事の期間が5年以内であること等を確認

<工程の概要>
(留意事項4 1.(2)②ハ)
土石の堆積がその目的に照らして適切な工程であることを確認する観点から、工程の概要として、年間の搬入・搬出量等を記載

<その他の必要な事項>(注7)
土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入

4-5 許可申請等に必要な書類および図書【宅地造成、特定盛土等】

宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な書類および図書は、次のとおりです。
 なお、審査の中で、提出書類の修正や追加図書の添付を求める場合があります。

(下表を許可申請等のチェックリストとしてお使いください。)

様式は、「10章 様式一覧」(P55)をご確認ください。富山県ホームページでも公開しています。

○富山県「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)」について

URL：<https://www.pref.toyama.jp/1507/bousaianzen/bousai/morido/kj20241201.html>

表4-5 許可申請に必要な書類および図書【宅地造成、特定盛土等】

略称	書類の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令	☒
申請書	宅地造成及び 特定盛土等に 関する工事の 許可申請書	◎	様式内の必要項目	様式第2	省令第7条 1項	☐
図面 1	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000以上	省令第7条 1項1号	☐
図面 2	地形図	◎	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500以上 ・2mの標高差を示 す等高線を明示	同上	☐
図面 3	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに盛 土又は切土をする土地の部分、 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排 水施設及び地滑り抑止ぐい又は グラウンドアンカーその他の土 留の位置	縮尺：1/2,500以上 ・断面図と照合で きる記号を明示 ・植栽、芝張り等の 措置を行う必要が ない場合はその旨 を明示 ・擁壁、崖面崩壊防 止施設及び排水施 設は申請書と照合 できる番号を明示	同上	☐
図面 4	土地の断面図	◎	盛土又は切土をする前後の地盤 面	縮尺：1/2,500以上 ・高低差の著しい 箇所について作成	同上	☐
図面 5	排水施設の平 面図	◎	排水施設の位置、種類、材料、形 状、内法寸法、勾配及び水の流れ の方向並びに吐口の位置及び放 流先の名称	縮尺：1/500以上、 流量計算書を添付 のこと	同上	☐
図面 6	崖の断面図	○	崖の高さ、勾配及び土質(土質の 種類が2以上であるときは、そ れぞれの土質及びその地層の厚 さ)、盛土又は切土をする前の地 盤面並びに崖面の保護の方法	縮尺：1/50以上 ・擁壁で覆われる 崖面については、土 質に関する事項は 示すことを要しな い	同上	☐

略称	書類の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令	☑
図面 7	擁壁の断面図	○	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	縮尺：1/50以上	省令第7条 1項1号	☐
図面 8	擁壁の背面図	○	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50以上	同上	☐
図面 9	崖面崩壊防止施設の断面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50以上	同上	☐
図面10	崖面崩壊防止施設の背面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50以上 ・水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載	同上	☐
書類 1	擁壁の構造計算書	○	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載	(任意様式)	省令第7条 1項2号	☐
書類 2	盛土の安定計算書	○	渓流等において高さ15m超の盛土をするとき（政令第7条2項2号）に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載	(任意様式)	省令第7条 1項3号	☐
書類 3	崖面の安定計算書	○	崖面を擁壁で覆わないとき（政令第8条1項1号ロ）に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載	(任意様式)	省令第7条 1項4号	☐
書類 4	設計者資格	○	高さ5m超の擁壁又は面積1,500m ² 超の盛土・切土における排水施設（政令第21条各号）の設計者が資格（政令第22条各号）を有する者であることを証する書類	(任意様式)	省令第7条 1項5号	☐
書類 5	土地付近状況写真	◎	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	省令第7条 1項6号	☐

略称	書類の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令	☒
書類6	申請者の証明 書類	◎	申請者が個人の場合、住民票の 写しや個人番号カード等により、氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合、登記事項 証明書、及び住民票の写しや個人 番号カード等により、役員の 氏名及び住所を証する書類	(任意様式)	省令第7条 1項7号、 8号	☐
書類7	資金計画書	◎	工事主に当該工事を行うために 必要な資力を示す資金計画書	様式第3	省令第7条 1項9号	☐
書類8	工事施行者の 能力に関する 書類	◎	登記事項証明書や事業経歴書、 建設業許可証明書等、当該工事 を行うために必要な能力を示す 書類	(任意様式)		☐
書類9	土地所有者等 の同意	◎	土地所有者等（法第12条2項4号、 法第30条第2項第4号）の全ての 同意を得たことを証する書類	(任意様式)	省令第7条 1項10号	☐
書類10	周辺地域住民 への周知	◎	土地の周辺地域の住民に対する 説明会開催等の工事内容の周知 （法第11条、29条）を証する書類	(任意様式)	省令第7条 1項11号	☐
書類11	大臣認定擁壁 認定書	○	計画条件が認定条件を満足して いることが分かる資料	(任意様式)	政令第17 条	☐
書類12	工事主の誓約 書	◎	暴力団員との関係を有しないこ との誓約	参考様式1	県暴排条 例第6条	☐
書類13	技術的基準 適合チェッ クリスト	◎	適合する技術的基準を確認する チェックリスト	技術的基準 適合チ ェックリスト 〈宅地造成、特定盛 土等〉		☐
委任状	委任状	○	工事主以外の者が申請する場合 に、工事主からの委任を受けて いることがわかる書面	参考様式6、原本提 出のこと		☐
手数料 納付	手数料等納付 証明書貼付用 紙	○	収納窓口で発行されるレシート を貼付	電子納付の場合は 不要		☐

4-6 許可申請等に必要な書類および図書【土石の堆積】

土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類および図書は、次のとおりです。なお、審査の中で、提出書類の修正や追加図書の添付を求める場合があります。

(下表を許可申請等のチェックリストとしてお使いください。)

様式は、「10章 様式一覧」(P55)をご確認ください。富山県ホームページでも公開しています。

○富山県「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)」について

URL : <https://www.pref.toyama.jp/1507/bousaianzen/bousai/morido/kj20241201.html>

表4-6 許可申請に必要な書類および図書【土石の堆積】

略称	書類の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令	☑
申請書	土石の堆積に関する工事の許可申請書	◎	様式内の必要項目	様式第4	省令第7条 2項	☐
図面 1	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地物	縮尺:1/10,000以上	省令第7条 2項1号	☐
図面 2	地形図	◎	方位及び土地の境界線	縮尺:1/2,500以上 ・2mの標高差を示す等高線を明示	同上	☐
図面 3	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	縮尺:1/500以上 ・断面図と照合できる記号を明示 ・空地、雨水等の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置は申請書と照合できる番号を明示	同上	☐
図面 4	土地の断面図	◎	土石の堆積を行う土地の地盤面	縮尺:1/500以上	同上	☐
書類 1	堆積土石の崩壊を防止するための措置	○	土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が1/10以下であるものに限る)を有する堅固な構造物を設置する措置等、堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置(省令第32条)の内容が、適切であることを証する書類	(任意様式)	省令第7条 2項2号	☐

略称	書類の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令	☑
書類2	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	○	次の①か②のいずれかの措置（省令第34条）の内容が、適切であることを証する書類 ①堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等（土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない）を設置すること ②次に掲げる全ての措置 ・堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置	（任意様式）	省令第7条2項3号	□
書類3	土地付近状況写真	◎	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	（任意様式）	省令第7条2項4号	□
書類4	申請者の証明書類	◎	申請者が個人の場合、住民票の写しや個人番号カード等により、氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合、登記事項証明書、及び住民票の写しや個人番号カード等により、役員の氏名及び住所を証する書類	（任意様式）	省令7条2項5号、6号	□
書類5	資金計画書	◎	工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書	様式第5	省令第7条2項7号	□
書類6	工事施行者の能力に関する書類	◎	登記事項証明書や事業経歴書、建設業許可証明書等、当該工事を行うために必要な能力を示す書類	（任意様式）		□
書類7	土地所有者等の同意	◎	土地所有者等（法第12条2項4号、法第30条第2項第4号）の全ての同意を得たことを証する書類	（任意様式）	省令第7条2項8号	□
書類8	周辺地域住民への周知	◎	土地の周辺地域の住民に対する説明会開催等の工事内容の周知（法第11条、29条）を証する書類	（任意様式）	省令第7条2項9号	□
書類9	大臣認定擁壁認定書	○	計画条件が認定条件を満足していることが分かる資料	（任意様式）	政令第17条	□
書類10	工事主の誓約書	◎	暴力団員との関係を有しないことの誓約	参考様式1	県暴排条例第6条	□
書類11	技術的基準適合チェックリスト	◎	適合する技術的基準を確認するチェックリスト	技術的基準 適合チェックリスト 〈土石の堆積〉		□

略称	書類の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令	☒
委任状	委任状	○	工事主以外の者が申請する場合に、工事主からの委任を受けていることがわかる書面	参考様式6、原本提出のこと		☐
手数料 納付	手数料等納 付証明書貼 付用紙	○	収納窓口で発行されるレシートを貼付	電子納付の場合は 不要		☐

4-7 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請等手数料

本県では、許可申請に係る手数料を下表のとおり定めています。支払方法については、申請方法により変わります（19ページ参照）。なお、手数料収納窓口で支払いをされる場合は、以下サイトから手数料等証明書貼付用紙をダウンロード・印刷の上、手数料収納窓口を持参し、支払い手続きを行ってください。

（手数料等納付証明書貼付用紙（盛土規制法））

<https://www.pref.toyama.jp/1507/bousaianzen/bousai/morido/kj20250908.html>

表4-7 許可申請手数料

盛土又は切土をする土地の面積(m ²)	区分	
	宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
500以内	14,000 円	14,000 円
500を超え 1,000以内	24,000 円	17,000 円
1,000を超え 2,000以内	35,000 円	19,000 円
2,000を超え 3,000以内	51,000 円	24,000 円
3,000を超え 5,000以内	64,000 円	34,000 円
5,000を超え 10,000以内	85,000 円	38,000 円
10,000を超え 20,000以内	133,000 円	46,000 円
20,000を超え 40,000以内	208,000 円	63,000 円
40,000を超え 70,000以内	330,000 円	86,000 円
70,000を超え 100,000以内	474,000 円	129,000 円
100,000超	617,000 円	158,000 円

（注）手数料算定に係る面積は、省令様式第二「許可申請書(10. 工事の概要 ロ)」、省令様式第四「土砂の堆積に関する工事の許可申請書(7. 工事の概要 ロ)」による。

表4-8 変更許可申請手数料

変更理由	区分	
	宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
新たな土地の編入に係る場合	編入される盛土又は切土をする土地の面積の金額	
新たな土地の編入に係らない場合	変更後の盛土又は切土をする土地の面積の金額×1/10	
その他の変更許可	10,000 円	10,000 円
変更許可申請に伴う手数料の上限額	617,000 円	158,000 円

（注）変更手数料の算定例

① 新たな土地の編入に係る場合 …… 面積が“増”となる場合

当初面積 15,000m² 変更後面積 16,000m² 変更増 1,000m²

⇒ 手数料 変更増面積の金額 24,000円（宅地造成、特定盛土等）

② 新たな土地の編入に係らない場合 …… 面積が“同じか減”となる場合

当初面積 15,000m² 変更後面積 14,000m² 変更減 1,000m²

⇒ 手数料 変更後面積の金額 133,000円×1/10 = 13,300円

(余白)

【施工中】「4-1 申請手続きから工事完了までの流れより」

5章 許可後における留意点

5-1 許可の条件

本県では、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事許可時に、次のような許可の条件を付しています。（法第12条第3項、法第30条第3項）

1. 工事の施工にあたっては、施工区域の周辺地に、土砂流出等による害を与えないように留意するとともに、気象予報などに十分注意を払い、出水、土砂崩壊等に対する防災措置に万全を期すること。
2. 工事施工に伴い、申請区域の内外を問わず既存の公共施設が損なわれた場合は、直ちに知事に届け出るとともに、速やかに復旧すること。
3. 工事施工中は、雨水等を速やかに排除するため必要な暗渠、開渠及び仮排水路等を設け、工事期間中その機能を失わないよう適切な管理を行うこと。
4. 擁壁基礎、配筋、裏込コンクリート等工事完了後見えなくなる部分は、それぞれ工程中に写真を撮影して工事完了検査時に整理し、提出すること。
5. 擁壁の基礎地盤は、深堀等により、良質な地盤を乱す事がないようにし、擁壁の背面土は、土質管理、施工方法に留意すること。
6. コンクリート、鉄筋等は、所定の強度、品質が得られるように、施工方法、品質管理に留意すること。
7. 施工に際し、疑義が生じた場合及び計画を変更しようとする場合は、事前に本県及び関係する法令等の所管行政庁と協議し、必要な手続を行うこと。
8. 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を富山県知事に届け出ること。
また、許可のあった日から起算して1年を経過しても工事に着手していない場合は、その旨を富山県知事に報告し、その指示に従うこと。
9. 工事を中止した場合は、直ちに知事に届け出るとともに、知事の指示する必要な措置を講ずること。

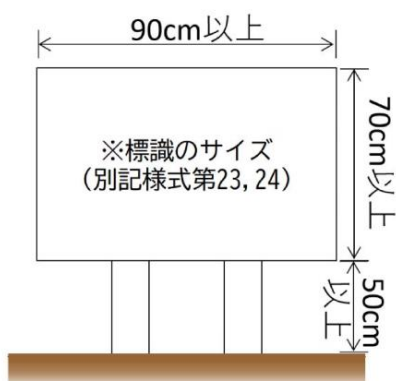
5-2 標識の掲出

工事の許可を受けた工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げる必要があります。（法第49条）

表5-1 標識に記載する事項

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手予定月日及び工事の完了予定年月日 ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量 ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 許可を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	宅地造成、特定盛土等の場合 様式第23 土石の堆積の場合 様式第24

〈標識のサイズ〉



5-3 工事の変更許可申請

許可を受けた宅地造成等の計画を変更しようとするときは、変更に係る工事に着手する前に変更許可を受ける必要があります。（省令第37条第1項, 第2項）

表5-2 工事の変更許可申請

No.	書類の名称	区分		備考・様式
		宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	要	—	様式第7
2	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	—	要	様式第8
3	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとする。こと。 「4-5、4-6 許可申請等に必要な書類および図書」を参照

5-4 軽微な変更に関する届出

下表に記載する軽微な変更をしようとするときは、「5-3 工事の変更許可申請」は不要ですが、速やかに届け出る必要があります。（法第16条、省令第38条）

表5-3 軽微な変更

No.	変更内容
1	工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
2	工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 （土石の堆積に関する工事にあつては、変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

表5-4 提出が必要な書類

No.	書類の名称	区分		備考・様式
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出	要	要	参考様式2

5-5 提出部数

「5-3 工事の変更許可申請」、「5-4 軽微な変更に関する届出」に係る各提出書類の提出部数は1部です。

※メールで提出する場合は、akenchikujutaku01@pref.toyama.lg.jpへ送付ください。

●宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更許可申請書作成にあたっての留意点

- ・変更前後が分かるように記入（変更前は見え消し、朱書記入）して下さい。

(余白)

6章 検査・定期報告

6-1 中間検査

表6-1 に記載する規模（政令第23条）の工事において、盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事を行った段階で、当該工程に関する中間検査（法第18条第1項、第37条第1項）を受ける必要があります。

中間検査は、施工後では確認することのできない箇所について行う検査であり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事（当該排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事）は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

表6-1 中間検査を要する工事の対象規模等

行為	中間検査を要する規模	対象工程	申請時期
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で崖を生ずる場合 高さ＞2 m	盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設設置工事完了から4日以内
	② 切土で崖を生ずる場合 高さ＞5 m		
	③ 盛土と切土を同時に行い、 崖を生ずる場合（①、②を除く） 高さ＞5 m		
	④ 盛土の場合（①、③を除く） 高さ＞5 m		
	⑤ 盛土又は切土の場合（①～④を除く） 面積＞3,000 m ²		

表6-2 中間検査に係る提出書類

No.	書類の名称	内容	備考・様式
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書		様式第13
2	平面図	・検査対象工程に係る工事の内容を明示したもの。	

6-2 中間検査の手数料

不要です。ただし、開発許可（みなし許可）を得ている工事については、「7-4 中間検査の手数料」を参照してください。

6-3 定期報告

定期報告は、許可日から3か月ごとに、その進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。定期報告に基づき、許可権者が対策を必要とすると判断した場合は、指示に従い必要な対策を講じなければなりません。（法第19条第1項、法第38条第1項、政令第25条）

表6-3 定期報告を要する対象規模等

行為	報告を要する規模	報告事項	報告時期
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で崖を生ずる場合 高さ＞2 m	報告時点における盛土又は切土の高さ・面積・土量、擁壁等（崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー、その他の土塁を含む）に関する施工状況	・許可日から3ヶ月ごと ・前回の報告から3か月以内 本県の場合、報告時期は次のとおり、固定としております。 ① 4月30日 ② 7月31日 ③ 10月31日 ④ 1月31日
	② 切土で崖を生ずる場合 高さ＞5 m		
	③ 盛土と切土を同時に行い、崖を生ずる場合（①、②を除く） 高さ＞5 m		
	④ 盛土の場合（①、③を除く） 高さ＞5 m		
	⑤ 盛土又は切土の場合（①～④を除く） 面積＞3,000 m ²		
土石の堆積	⑥ 土石の堆積の場合 高さ＞5 m かつ 面積＞1,500 m ²	報告時点における土石の堆積の高さ・面積・土量、施工状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。前回報告時点からの新たな堆積及び除去された土石の土量を含む）	
	⑦ 土石の堆積の場合（⑥を除く） 面積＞3,000 m ²		

表6-4 定期報告に係る提出書類

No.	書類の名称	内容	備考・様式
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書		宅地造成又は特定盛土等の場合 参考様式3
2	土石の堆積に関する工事の定期報告書		土石の堆積の場合 参考様式4
3	写真	報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を撮影したもの	
4	進捗が確認できる図面等	・申請時の提出図面で施工済の箇所を着色等し明示 ・写真の撮影方向を表示	平面図、横断図、縦断面図、構造図等

【完了】「4-1 申請手続きから工事完了までの流れより」

6-4 完了検査・確認申請

下表に記載する規模の工事完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事については完了検査、土石の堆積に関する工事（堆積した全ての土石を除去するものに限る。）については確認申請に基づく確認を行います。

また、完了検査では表6-8、確認申請では表6-9の項目を確認します。

（法第17条第1項～第4項、法第36条第1項～第4項）

表6-5 完了検査・確認申請を要する対象規模等

	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
宅地造成、特定盛土等	<盛土で崖を生ずる場合>	
	① 高さ> 1 m	① 許可：高さ> 2 m
	<切土で崖を生ずる場合>	
	② 高さ> 2 m	② 高さ> 5 m
	<切土と盛土を同時に行い崖を生ずる場合>	
	③ 高さ> 2 m	③ 高さ> 5 m
	<①～③に該当しない盛土を行う場合>	
土石の堆積	④ 高さ> 2 m	④ 高さ> 5 m
	<①～④に該当しない盛土又は切土を行う場合>	
	⑤ 面積> 5 0 0 m ²	⑤ 面積> 3, 0 0 0 m ²
	<土石の堆積を行う場合>	
	⑥ 高さ> 2 m かつ 面積> 3 0 0 m ²	⑥ 高さ> 5 m かつ面積> 1, 5 0 0 m ²
	<⑥に該当しない土石の堆積を行う場合>	
	⑦ 許可：面積> 5 0 0 m ²	⑦ 許可：面積> 3, 0 0 0 m ²

表6-6 完了検査・確認申請に係る提出書類

No.	書類の名称	備考・様式	申請時期
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	宅地造成又は特定盛土等の場合 様式第9	工事完了から 4日以内
2	土石の堆積に関する工事の確認申請書	土石の堆積の場合 様式第11	

表6-7 完了検査の項目（宅地造成又は特定盛土等）

工種	項目	判断基準	☑
盛土	高さ	計画高さ（申請書類）	☐
	勾配	計画勾配（原則 30 度以下）	☐
	盛土材料	計画材料	☐
	盛土施工	計画締固め度（90%以上を標準）	☐
		まき出し厚さ（概ね 30cm 以下）	☐
		転圧回数（試験施工による）	☐
	現地盤の処理	伐開・表層処理、段切り、地下水処理等の措置は適切か	☐
切土	高さ	計画高さ（申請書類）	☐
	勾配	計画勾配	☐
	切土地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	☐
	切土面	のり面の安定に影響を及ぼす要因はないか	☐
擁壁	擁壁形式	計画形式（申請書類）	☐
	擁壁形状	計画形状（材料、寸法等）（申請書類）	☐
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	☐
	配筋	計画の配筋間隔、鉄筋の種類、鉄筋径、かぶり厚さ等（申請書類）	☐
	水抜き穴	計画の配置、材料、内径等（申請書類）	☐
壁面崩壊防止 施設	施設形式	計画形式（申請書類）	☐
	施設形状	計画形状（申請書類）	☐
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	☐
	施設構造	計画構造（材料、寸法等）（申請書類）	☐
排水施設	施設配置	計画配置（位置、延長、間隔、勾配等）（申請書類）	☐
	施設構造	計画構造（材料、管径、厚さ、幅、勾配等）（申請書類）	☐
崖面の保護	保護工の種別	計画種別（申請書類）	☐
	施設形状	計画形状	☐
崖面以外の地 表面の保護	保護工の種別	計画種別（申請書類）	☐
	施設形状	計画形状	☐
防災措置	防災措置の種別	計画種別（申請書類）	☐
	施設形状	計画形状	☐

(盛土等防災マニュアルの解説〔Ⅱ〕 P. 600)

表6-8 確認申請の項目（土石の堆積）

工種・項目	判断基準	☑
土石の堆積	土石が除却されていることを確認する	☐

(盛土等防災マニュアルの解説〔Ⅱ〕 P. 634)

6-5 提出部数

「6-1 中間検査」から「6-4 完了検査・確認申請」に係る各提出書類の提出部数は1部です。

※メールで提出する場合は、akenchikujutaku01@pref.toyama.lg.jpへ送付ください。

6-6 検査・定期報告時の留意事項

検査・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実に行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

1. 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
2. 写真の撮影に当たっては、工事着手前の状況及び工事中における構造物の床掘・型枠・コンクリート等の施工状況、形状寸法などが確認できるように撮影すること。
3. 検査日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと。
4. 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと。
5. 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。
6. 土石の堆積の場合は、堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること。
7. 検査・定期報告の結果、不適當な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること。

(余白)

7章 みなし許可に関する工事について

都市計画法第29条の開発許可が盛土規制法の許可対象規模となる場合、都市計画法の開発許可を受けた工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなします。（法第15条第2項、法第34条第2項）

都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出についても、同様に盛土規制法等によるものとみなされます。（法第16条第5項、法第35条第5項）

みなし許可に該当する工事の場合、都市計画法の開発許可に、盛土規制法が適用されるか否かを確認する必要があります。適用の有無は、下表をご確認ください。

表7-1 盛土規制法の規定の適用判断

内容	条項(盛土規制法)	みなし許可を受けた工事での適用	備考
住民への周知	第11条、第29条	適用外	
工事の許可 ・土地所有等の同意 ・許可の公表、通知等	第12条、第30条	適用外	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	第13条、第31条	適用	都市計画法第33条1項7号
許可証の交付又は不許可の通知	第14条、第33条	適用外	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	第16条、第35条	適用外	都市計画法の規定に従う
完了検査等	第17条、第36条	適用外	都市計画法の規定に従う
中間検査	第18条、第37条	適用（注）	
定期報告	第19条、第38条	適用	
監督処分	第20条、第39条	適用	
標識の掲示	第49条	適用	

（注）中間検査は不要となる場合もあるので、事前に盛土規制法の審査窓口へご相談ください

【参考】都市計画法（開発許可の基準）

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があった場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。
この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条第一項の宅地造成等工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条の規定に適合するものであること。
宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域	開発行為（宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の政令で定める規模（同法第三十二条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模）のものに限る。）に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十一条の規定に適合するものであること。

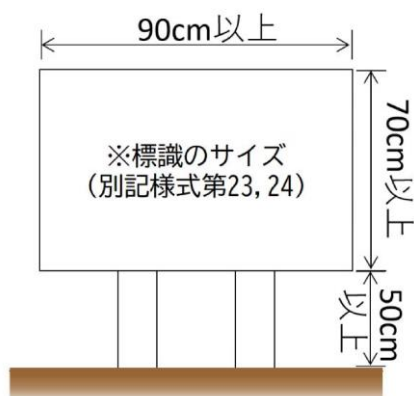
7-1 標識の掲出（「5-2 標識の掲出」再掲）

工事の届出をした工事主は、当該届出に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げなければなりません。（法第49条）

表7-2 標識に記載する事項

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手予定月日及び工事の完了予定年月日 ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量 ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 許可を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	宅地造成、特定盛土等の場合 様式第23 土石の堆積の場合 様式第24

〈標識のサイズ〉



7-2 中間検査および定期報告

中間検査および定期報告に該当する場合は、盛土規制法に基づく措置が必要となります。

※完了検査は都市計画法の開発許可に基づき実施となるため、盛土規制法では不要です。

7-3 中間検査（「6-1 中間検査」再掲）

表7-3 に記載する規模（政令第23条）の工事において、盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事を行った段階で、当該工程に関する中間検査（法第18条第1項、第37条第1項）を受ける必要があります。

中間検査は、施工後では確認することのできない箇所について行う検査であり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事（当該排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事）は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を

実施、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

表7-3 中間検査を要する工事の対象規模等

行為	中間検査を要する規模	対象工程	申請時期
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で崖を生ずる場合 高さ＞2 m	盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設設置工事完了から4日以内
	② 切土で崖を生ずる場合 高さ＞5 m		
	③ 盛土と切土を同時に行い、 崖を生ずる場合（①、②を除く） 高さ＞5 m		
	④ 盛土の場合（①、③を除く） 高さ＞5 m		
	⑤ 盛土又は切土の場合（①～④を除く） 面積＞3,000 m ²		

表7-4 中間検査に係る提出書類

No.	書類の名称	内容	備考・様式
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書		様式第13
2	平面図	検査対象工程に係る工事の内容を明示したもの。	
3	手数料等証明書貼付用紙	収納窓口で発行されるレシートを貼付	

7-4 中間検査の手数料

みなし許可については、中間検査の実施にあたり手数料が必要となります。手数料は下表のとおり定めておりますので、中間検査の申請に合わせ、以下サイトから手数料等証明書貼付用紙をダウンロード・印刷の上、手数料収納窓口を持参し、支払い手続きを行ってください。また、レシートを張り付けた手数料等証明書貼付用紙は申請書とともに提出してください。

（手数料等納付証明書貼付用紙（盛土規制法））

<https://www.pref.toyama.jp/1507/bousaianzen/bousai/morido/kj20250908.html>

表7-5 中間検査手数料

中間検査をする土地の面積(m ²)	手数料の額（円）
500以内	2,900円
500を超え 1,000以内	3,500円
1,000を超え 2,000以内	4,000円
2,000を超え 3,000以内	5,300円
3,000を超え 5,000以内	7,700円
5,000を超え 10,000以内	8,800円
10,000を超え 20,000以内	11,000円
20,000を超え 40,000以内	20,000円
40,000を超え 70,000以内	35,000円
70,000を超え 100,000以内	55,000円
100,000超	76,000円

7-5 定期報告（「6-3 定期報告」再掲）

定期報告は、許可日から3か月ごとに、その進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。定期報告に基づき、許可権者が対策を必要とすると判断した場合は、指示に従い必要な対策を講じなければなりません。（法第19条第1項、法第38条第1項、政令第25条）

表7-6 定期報告を要する対象規模等

行為	報告を要する規模	報告事項	報告時期
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で崖を生ずる場合 高さ＞2 m	報告時点における盛土又は切土の高さ・面積・土量、擁壁等（崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー、その他の土塁を含む）に関する施工状況	・許可日から3ヶ月ごと ・前回の報告から3か月以内 本県の場合、報告時期は次のとおり、固定としております。 ① 4月30日 ② 7月31日 ③ 10月31日 ④ 1月31日
	② 切土で崖を生ずる場合 高さ＞5 m		
	③ 盛土と切土を同時に行い、崖を生ずる場合（①、②を除く） 高さ＞5 m		
	④ 盛土の場合（①、③を除く） 高さ＞5 m		
	⑤ 盛土又は切土の場合（①～④を除く） 面積＞3,000 m ²		
土石の堆積	⑥ 土石の堆積の場合 高さ＞5 m かつ 面積＞1,500 m ²	報告時点における土石の堆積の高さ・面積・土量、施工状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。前回報告時点からの新たな堆積及び除去された土石の土量を含む）	
	⑦ 土石の堆積の場合（⑥を除く） 面積＞3,000 m ²		

表7-7 定期報告に係る提出書類

No.	書類の名称	内容	備考・様式
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書		宅地造成又は特定盛土等の場合 参考様式3
2	土石の堆積に関する工事の定期報告書		土石の堆積の場合 参考様式4
3	写真	報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を撮影したもの	
4	進捗が確認できる図面等	・申請時の提出図面で施工済の箇所を着色等し明示 ・写真の撮影方向を表示	平面図、横断面図、縦断面図、構造図等

8章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出

8-1 特定盛土等規制区域における工事に関する届出

「表1-5 届出を要する工事」に該当する場合には、法第27条第1項の規定に基づき、当該工事に着手する日の30日前までに届出が必要となります。なお、届出確認の中で、提出書類の修正や追加図書の添付を求める場合があります。（省令58条第1項、第2項）

（下表を届出のチェックリストとしてお使いください。）

表8-1 届出に必要な書類【特定盛土等】

略称	書類の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令	☒
届出書	特定盛土等に関する工事の届出書	◎	様式内の必要項目	様式第19	省令第58条1項	☐
図面1	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000以上	省令第7条1項1号、第58条1項	☐
図面2	地形図	◎	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500以上 ・2mの標高差を示す等高線を明示	〃	☐
図面3	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺：1/2,500以上 ・断面図と照合できる記号を明示 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨を明示 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は届出書と照合できる番号を明示	〃	☐
図面4	土地の断面図	◎	盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺：1/2,500以上 ・高低差の著しい箇所について作成	〃	☐
図面5	排水施設の平面図	◎	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	縮尺：1/500以上、 流量計算書を添付のこと	〃	☐
図面6	崖の断面図	○	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	縮尺：1/50以上 ・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない	〃	☐

略称	書類の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令	☒
図面 7	擁壁の断面図	○	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	縮尺：1/50以上	省令第7条 1項1号	☐
図面 8	擁壁の背面図	○	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50以上	〃	☐
図面 9	崖面崩壊防止施設の断面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50以上	〃	☐
図面10	崖面崩壊防止施設の背面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50以上 ・水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載	〃	☐
書類 1	土地付近状況写真	◎	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	省令第7条 1項6号	☐
書類 2	申請者の証明書類	◎	届出者が個人の場合、住民票の写しや個人番号カード等により、氏名及び住所を証する書類 届出者が法人の場合、登記事項証明書、及び住民票の写しや個人番号カード等により、役員の氏名及び住所を証する書類	(任意様式)	省令第7条 1項7号、 8号	☐
委任状	委任状	○	工事主以外の者が届出を行う場合に、工事主からの委任を受けていることがわかる書面	参考様式6、原本提出のこと		☐

表8-2 届出に必要な書類【土石の堆積】

略称	書類の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令	☑
届出書	土石の堆積に関する工事の届出書	◎	様式内の必要項目	様式第20	省令第58条2項	☐
図面 1	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000以上	省令第7条2項1号	☐
図面 2	地形図	◎	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500以上 ・2mの標高差を示す等高線を明示	〃	☐
図面 3	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	縮尺：1/500以上 ・断面図と照合できる記号を明示 ・空地、雨水等の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置は届出書と照合できる番号を明示	〃	☐
図面 4	土地の断面図	◎	土石の堆積を行う土地の地盤面	縮尺：1/500以上	〃	☐
書類 1	土地付近状況写真	◎	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	省令第7条2項4号	☐
書類 2	申請者の証明書類	◎	届出者が個人の場合、住民票の写しや個人番号カード等により、氏名及び住所を証する書類 届出者が法人の場合、登記事項証明書、及び住民票の写しや個人番号カード等により、役員の氏名及び住所を証する書類	(任意様式)	省令第7条2項5号、6号	☐
委任状	委任状	○	工事主以外の者が届出を行う場合に、工事主からの委任を受けていることがわかる書面	参考様式6、原本提出のこと		☐

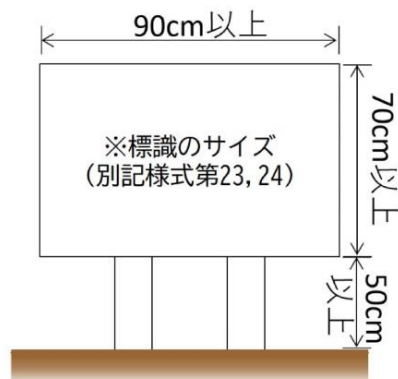
8-2 標識の掲出（「5-2、6-1 標識の掲出」再掲）

工事の届出をした工事主は、当該届出に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げなければなりません。（法第49条）

表8-3 標識に記載する事項

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手予定月日及び工事の完了予定年月日 ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量 ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 許可を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	宅地造成、特定盛土等の場合 様式第23 土石の堆積の場合 様式第24

〈標識のサイズ〉



8-3 工事の変更届出

許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、届出が必要となります。

（省令第61条第1項, 第2項）

表8-4 工事の変更届出に必要な書類

No.	書類の名称	区分		備考・様式
		宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	特定盛土等に関する工事の変更届出書	要	—	様式第21
2	特定盛土等に関する工事の変更届出書	—	要	様式第22
3	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとすること。 【表8-2, 8-3 届出に必要な書類】を参照

8-4 提出部数

「8-1 特定盛土等規制区域における工事に関する届出」、「8-3 着手届の提出」に係る各提出書類は1部です。

※メールで提出する場合は、akenchikujutaku01@pref.toyama.lg.jpへ送付ください。

8-5 検査・定期報告

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出の場合、検査・定期報告は不要となります。

(余白)

9章 その他届出を要する工事等

9-1 区域の指定の際に既に行われている工事に関する届出

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定の際、当該規制区域内において既に行われている、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事（注１）（注２）は、法第21条第1項又は第40条第1項の規定に基づき、その指定があった日から21日以内に届け出る必要があります。（省令第52条第1項～第4項, 第82条第1項, 第2項）

（注１）一定規模の工事とは、「1-4 許可を要する工事」及び「1-5 届出を要する工事」に該当するものをいいます。

（注２）旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前に都市計画法に基づく開発許可及び宅地造成等規制法の許可を受けたもの及び「1-3 許可及び届出を要しない工事」に該当するものは除きます。

表9-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出に必要な書類

No.	書類の名称	区分		備考・様式
		宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	要	—	様式第15
2	土石の堆積に関する工事の届出書	—	要	様式第16
3	届出に必要な図面	(注)	(注)	表9-2の規模を超える場合

（注）下表に示す対象規模等を超える工事の場合は、上記届出書に加えて「表9-3、9-4 添付を要する図面等」を添付してください。なお、届出確認の中で、提出書類の修正や追加図書の添付添付を求める場合があります。

表9-2 添付図面を必要となる工事の対象規模等

行為	添付図面が必要となる工事の対象規模等
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で <u>崖</u> を生ずる場合 高さ>2 m
	② 切土で <u>崖</u> を生ずる場合 高さ>5 m
	③ 盛土と切土を同時に行い、 <u>崖</u> を生ずる場合（①、②を除く） 高さ>5 m
	④ 盛土の場合（①、③を除く） 高さ>5 m
	⑤ 盛土又は切土の場合（①～④を除く） 面積>3,000 m ²
	⑥ 土石の堆積の場合 高さ>5 m かつ 面積>1,500 m ²
	⑦ 土石の堆積の場合（⑥を除く） 面積>3,000 m ²

表9-3 添付を要する図面等【宅地造成、特定盛土等】

略称	書類の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令	☑
図面 1	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地物		省令第52条2項	☐
図面 2	地形図	◎	方位及び土地の境界線	・2mの標高差を示す等高線を明示	同上	☐
図面 3	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨を明示	同上	☐
書類 1	土地付近状況写真	◎	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	省令第7条1項6号	☐
委任状	委任状	○	工事主以外の者が届出を行う場合に、工事主からの委任を受けていることがわかる書面	参考様式6、原本提出のこと		☐

表9-4 添付を要する図面等【土石の堆積】

略称	書類の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令	☑
図面 1	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地物		省令第52条4項	☐
図面 2	地形図	◎	方位及び土地の境界線	・2mの標高差を示す等高線を明示	同上	☐
図面 3	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容		同上	☐
書類 3	土地付近状況写真	◎	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	省令第7条2項4号	☐
委任状	委任状	○	工事主以外の者が届出を行う場合に、工事主からの委任を受けていることがわかる書面	参考様式6、原本提出のこと		☐

(余白)

9-2 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り防止ぐい等の全部又は一部を除去する工事（注1）を行う場合、法第21条第3項又は第40条第3項の規定に基づき、当該工事に着手する日の14日前までに届出が必要となります。

（省令第55条, 第85条）

（注1）法第12条第1項及び第30条第1項に基づく許可（第4章参照）を受けたもの、同第27条第1項に基づく届出（第8章参照）をしたものは除きます。

表9-5 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出に必要な書類

No.	書類の名称	備考・様式
1	擁壁等に関する工事の届出書	様式第17

※法定の「擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者」以外の者が届出を行う場合は、委任状（参考様式6）を原本で提出してください。

9-3 公共施設用地の転用に関する届出

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（注1）は、その転用した日から14日以内に届け出なければならない。（省令第56条, 第86条）

（注1）法第12条第1項及び第30条第1項に基づく許可（第4章参照）を受けたもの、同第27条第1項に基づく届出（第8章参照）をしたものは除きます。

表9-6 公共施設用地の転用に関する届出に必要な書類

No.	書類の名称	備考・様式
1	公共施設用地の転用の届出書	様式第18

※法定の「公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者」以外の者が届出を行う場合は、委任状（参考様式6）を原本で提出してください。

9-4 提出部数

「9-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出」及び「9-3 公共施設用地の転用に関する届出」に係る各提出書類の提出部数は1部です。

※メールで提出する場合は、akenchikujutaku01@pref.toyama.lg.jpへ送付ください。

9-5 検査・定期報告

その他の届出の場合、検査・定期報告は不要となります。

(余白)

10章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する各種様式

10-1 様式一覧

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する各種様式は一覧表を参照ください。

表10-1 様式一覧

種類	様式名称	根拠法令	様式
事前相談	盛土規制法に関する事前相談		任意様式1
許可申請関係	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	法第12条第1項 法第30条第1項 様式第2
		資金計画書(宅地造成又は特定盛土等に関する工事)	様式第3
		土石の堆積に関する工事の許可申請書	法第12条第1項 法第30条第1項 様式第4
		資金計画書(土石の堆積に関する工事)	様式第5
		宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る誓約書	参考様式1
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	法第16条第1項 様式第7
		土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	法第16条第1項 様式第8
		宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出	法第16条第2項 法第35条第2項 参考様式2
検査・定期報告関係	中間検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	法第18条第1項 法第37条第1項 様式第13
	完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	法第17条第1項 法第36条第1項 様式第9
		土石の堆積に関する工事の確認申請書	法第17条第4項 法第36条第4項 様式第11
	定期報告	宅地造成又は特定盛土等に係る工事の定期報告書	法第19条第1項 参考様式3
		土石の堆積に係る工事の定期報告書	法第38条第1項 参考様式4
届出工事関係	既存工事	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書(既存工事)	法第21条第1項 法第40条第1項 様式第15
		土石の堆積に関する工事の届出書(既存工事)	法第21条第1項 法第40条第1項 様式第16
	新規工事	擁壁等に関する工事の届出書	法第21条第3項 法第40条第3項 様式第17
		公共施設用地の転用の届出書	法第21条第4項 法第40条第4項 様式第18
		特定盛土等に関する工事の届出書(新規工事)	法第27条第1項 様式第19
		土石の堆積に関する工事の届出書(新規工事)	法第27条第1項 様式第20
		特定盛土等に関する工事の変更届出書	法第28条第1項 様式第21
		土石の堆積に関する工事の変更届出書	法第28条第1項 様式第22
標識等	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	法第49条	様式第23
		土石の堆積に関する工事の標識	法第49条 様式第24
	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第8条第1項第10号ハに該当する土石の堆積であることの明示	県運用	参考様式5
委任状	委任状		参考様式6
手数料	手数料等納付証明書等貼付用紙	県運用	—

技術的基準 適合チェックリスト<宅地造成及び特定盛土等に関する工事編>

技術的基準 適合チェックリスト<土石の堆積に関する工事編>

10-2 様式

次項より、以下の様式を添付します。

様式第二	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書
様式第三	資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）
様式第四	土石の堆積に関する工事の許可申請書
様式第五	資金計画書（土石の堆積に関する工事）
様式第七	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書
様式第八	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書
様式第九	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書
様式第十一	土石の堆積に関する工事の確認申請書
様式第十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書
様式第十五	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（既存工事）
様式第十六	土石の堆積に関する工事の届出書（既存工事）
様式第十七	擁壁等に関する工事の届出書
様式第十八	公共施設用地の転用の届出書
様式第十九	特定盛土等に関する工事の届出書（新規工事）
様式第二十	土石の堆積に関する工事の届出書（新規工事）
様式第二十一	特定盛土等に関する工事の変更届出書
様式第二十二	土石の堆積に関する工事の変更届出書
様式第二十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識
様式第二十四	土石の堆積に関する工事の標識
参考様式 1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る誓約書
参考様式 2	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出
参考様式 3	宅地造成又は特定盛土等に係る工事の定期報告書
参考様式 4	土石の堆積に係る工事の定期報告書
参考様式 5	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 8 条第 1 項第 10 号ハに該当する土石の堆積であることの明示
参考様式 6	委任状
任意様式 1	事前相談

技術的基準 適合チェックリスト＜宅地造成及び特定盛土等に関する工事編＞

技術的基準 適合チェックリスト＜土石の堆積に関する工事編＞

(余白)